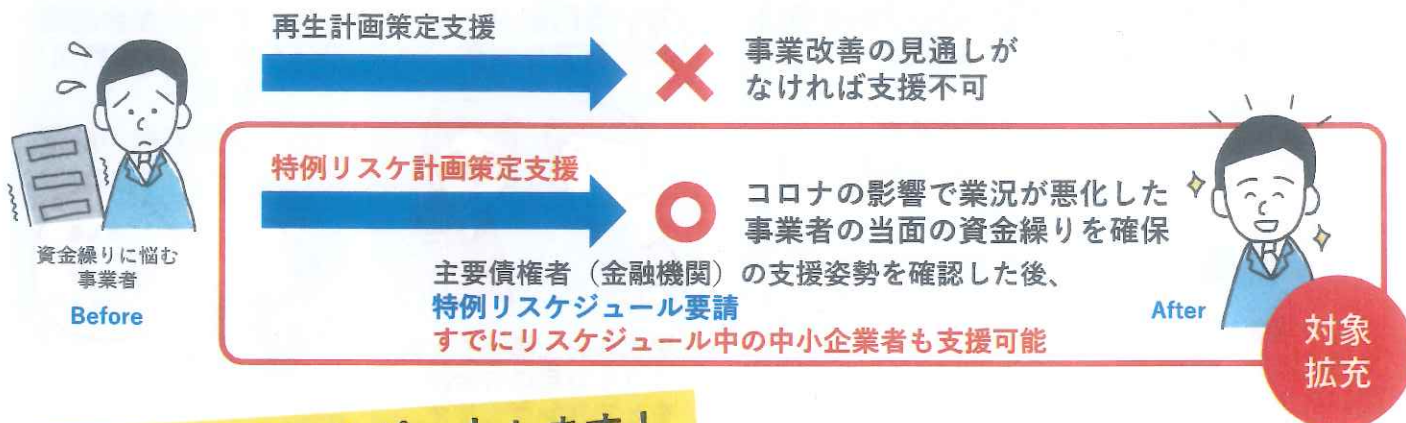


新型コロナの影響による資金繰りに悩む中小企業者のみなさん、
借入金の元金返済を止め、資金繰りを守ります！

新制度 新型コロナ特例リスケジュール

これまでの再生計画策定支援だけでなく、
既存の借入に**最大1年間返済猶予**を行う**特例支援**が始まります！



こんなピンチをサポートします！

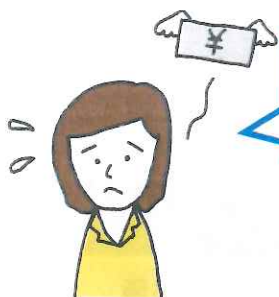


資金繰りのために、とにかく借入返済をリスケジュールしたい！
もともとの経営不振が新型コロナの影響でさらに悪化。
借入の返済計画を大幅に見直せば何とか続けられるかも…

→ **短期間で元金支払いストップ可能！複数の金融機関でもOK！**
金融機関と経営者の間に入って調整します！

特例リスケ計画策定にかかる助言や
**金融機関調整を支援し、
経営者の負担軽減！**

再生支援協議会が、特例リスケ計画の策定支援。積極的に新規融資を含めた金融機関調整・合意形成を支援します。



新型コロナの先行きが見えない中、資金繰りが心配

国の資金繰り支援策（特別貸付等）をフル活用しても間に合わない。
既存の金融機関全体を調整して、資金繰りを持たせなといけない…

→ **事業再生の専門家（金融機関経験者、公認会計士、税理士、
中小企業診断士、弁護士等）が伴走！**
コロナ終息後の再生まで**資金繰りのサポート**をします！

特例リスケ計画を策定後、毎月1回、計画遂行状況をモニタリング。モニタリング終了後の本格的な再生支援にかかる**事業再生計画策定費用の事業者負担**を引き下げます。 **中小企業者を事業改善まで一貫してサポート**します。

中小企業再生支援協議会とは？

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。
経験豊富な事業再生支援の専門家が、取引金融機関への対応方法や資金繰り・事業計画の作成でお困りの方、あるいは、自社の企業健康診断をして欲しいという方まで、幅広くご相談を受付けております。秘密は守られますので安心してご相談ください。

支援の流れ

※①～⑥は原則無料です！

① お近くの再生支援協議会に電話



全国の再生支援協議会窓口▶



② 必要書類を窓口へ提出

- ・相談申込書
- ・売上減の実態がわかる資料
- ・借入についてわかる資料



※売上減の実態が分かる資料については柔軟な対応が可能です。

③ 専門家がヒアリング



現状の売上高減少と向こう6カ月の資金繰りをヒアリングします。

④ 専門家が金融機関（複数銀行可）に電話 支援姿勢の確認



〇〇さんをサポートし、調整させていただきます

⑤ 複数行一括して元金返済猶予の要請⇒既存債務の元金払いをストップ



⑥ 資金繰り計画を策定し、特例リスケジュール計画が成立！



その後

毎月資金繰りを確認
希望者にはコロナ終息後の事業再生までサポート可能！



ご相談の対象となる事業者

開業届提出済みの中小企業であれば、職種を問わずご相談いただけます。なお、**個人事業者**も対象となります。
(但し、法令・公序良俗に反する場合を除く。)



相談無料・守秘義務厳守

まずはお電話でお問い合わせください。



経済産業省



中小企業庁

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館3階
●受付時間／9：00～17：30（土・日・祝日を除く）
URL：<http://nagasaki-saisei.com/>

長崎県中小企業再生支援協議会 TEL.095-811-5129